年　　　月　　　日

保護者のみなさまへ

●●市教育委員会

●●市立●●●中学校

校長　●●● ●●

食物アレルギー対応について

●●市教育委員会は、以下のガイドラインおよび対応指針にもとづき、学校給食における食物アレルギー対応（アレルギー除去食の提供）について、下記のように実施いたします。

＜参考＞

「学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（XXXX年　日本学校保険会発行）」

「学校給食における食物アレルギー対応指針（XXXX年　文部科学省発行）」

|  |
| --- |
| **1.　アレルギー除去食提供の対象となる生徒** |
| ・医師から食物アレルギー性疾患と診断されている  ・アレルギー症状を発症する食物を食べることでショック症状が起こる  ・保護者がアレルギー除去食を希望している  ・家庭においてもアレルゲン除去や食事療法を実施している |
| **2.　アレルギー除去食の対応方法** |
| ・食物アレルギーに関する調査を実施し、各家庭に調査票を毎年提出してもらう  ・アレルギー除去食を提供する生徒は、アレルギー対応確認書類を毎月提出する  ・アレルギー除去食の提供が困難な場合、該当する生徒に個人で弁当を持参してもらう  ・アレルギー除去食の変更・中止する場合は、学級担任を通じて学校へ連絡してもらう  ・学校給食献立表に記載されている食材を確認し、除去が必要な食材を伝えてもらう |
| **3.　その他** |
| ・校内でアレルギーによるショック症状が出た場合は、直ちに医療機関を受診します  ・給食の食材で初めて食べるものがあった場合は、学級担任にお知らせください  ・その他ご質問・ご不明な点等があれば、学級担任にお問い合わせください |

以上